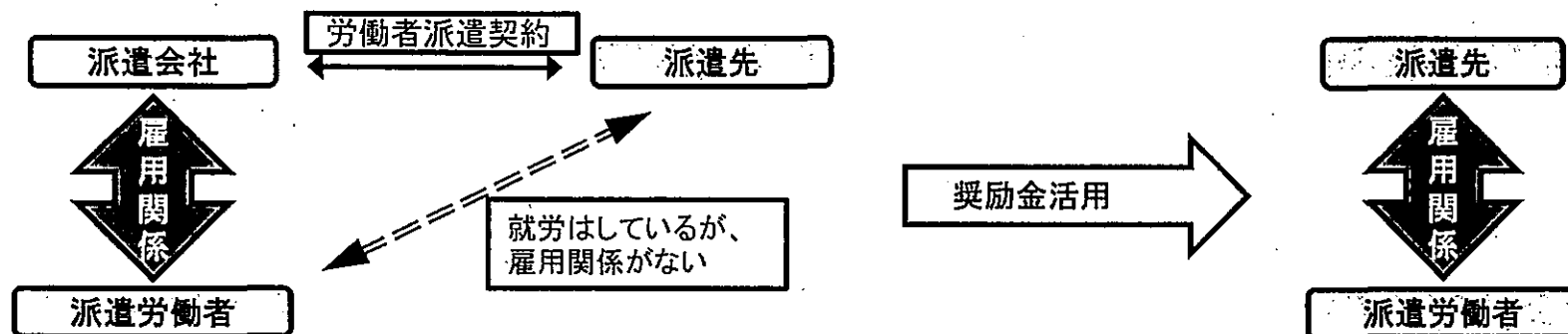


派遣労働者雇用安定化特別奨励金について

1 事業概要

<趣旨・目的>

派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先事業主に対して奨励金を支給することにより、派遣先への直接雇用を促進し、派遣労働者の雇用の安定を図る。
(平成20年度第2次補正予算措置・平成23年度までの時限措置)

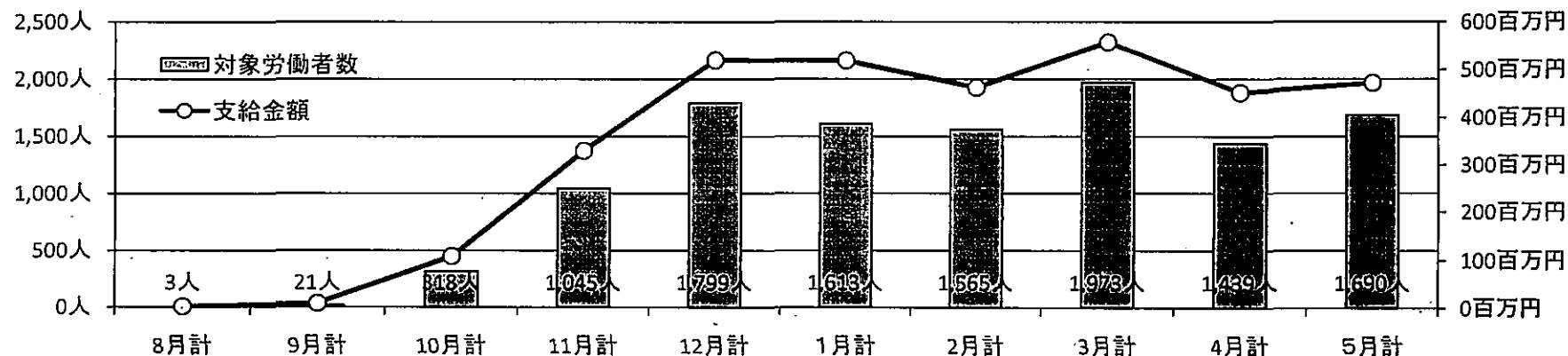


<助成額>

- (単位：百万円)
- ①期間の定めのない雇用の場合：中小企業 1人100万円 大企業 1人 50万円
②有期雇用の場合：中小企業 1人 50万円 大企業 1人 25万円
※派遣先が直接雇用してから半年経過・1年半経過・2年半経過後毎に分割して事業主に支給

	21年度	22年度
予算額(補正後)	8,781	4,694

2 支給実績 (平成21年8月～平成22年5月)

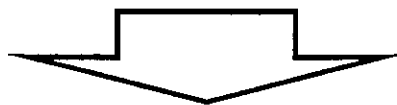


※平成21年8月から平成22年5月までの支給決定者数約11,500人、支給決定金額約34億円

3 必要性

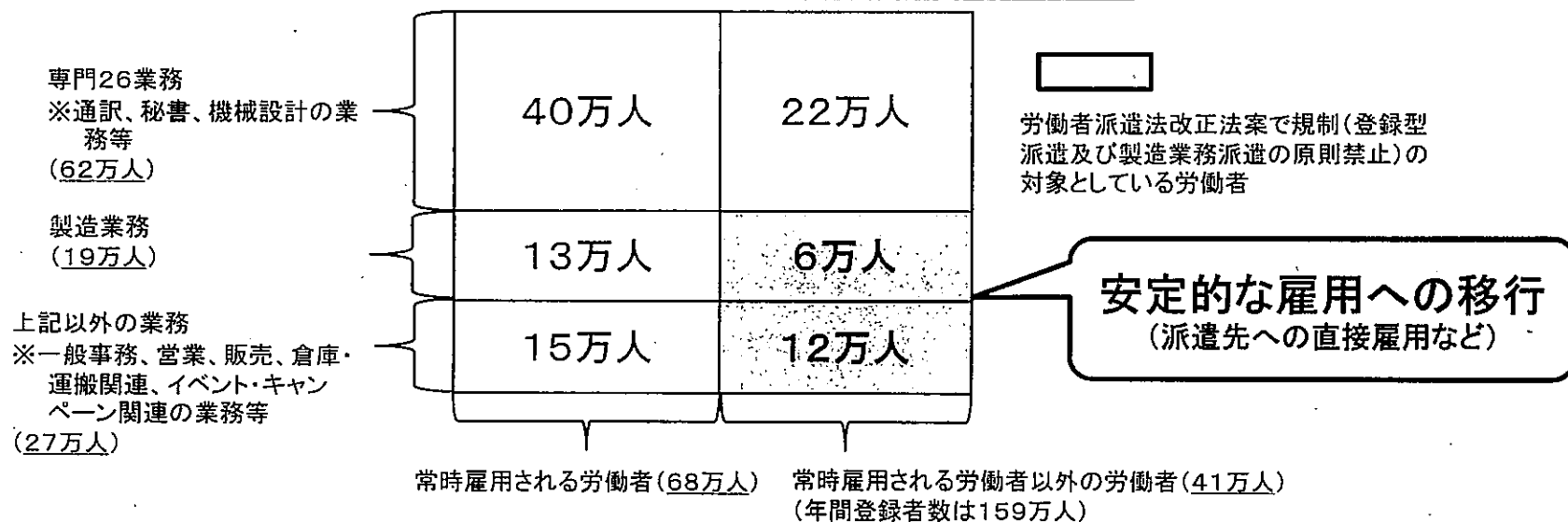
- 平成20年秋のリーマンショック以降、「派遣切り」が多発し、社会問題化。
- 不安定な働き方を改めるため、労働者派遣事業制度の抜本的見直し。

- ・労働者派遣法改正法案で登録型派遣及び製造業務派遣の原則禁止を盛り込んでいる。
- ・登録型派遣及び製造業務派遣の原則禁止の対象者は約18万人。施行は法律公布後3年以内。
- ・法律公布後3年以内に派遣先への直接雇用を図り失業させないことが必要。



派遣労働者を直接雇用する派遣先事業主に対する本奨励金の活用

○常時雇用・常時雇用以外、業務別派遣労働者数の内訳(H21. 6.1現在)(総数108万人)

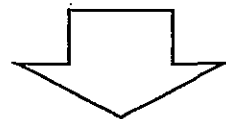


「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」

- ・**労働者派遣法改正法案で登録型派遣及び製造業務派遣の原則禁止**を盛り込んでいる。
- ・登録型派遣及び製造業務派遣の原則禁止の対象者は**約18万人**。施行は**法律公布後3年以内**。
- ・法律公布後3年以内に派遣先への**直接雇用を図り失業させないことが必要**。

[具体策]

労働者派遣法改正により3年間、派遣就業ができなくなる、
約18万人を奨励金の活用により**直接雇用への移行**を図る。



平成24年3月までの時限措置について期間の延長を検討

厚生労働省省内事業仕分け（非正規労働者対策事業）
仕分け人（６名）の評決結果

○ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

改革案では不十分 5人	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	0人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	5人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当 1人		